

防震吊木TH-30・TH-10を用いた 省令準耐火構造特記仕様書

枠組壁工法または木造軸組工法に防震吊木（TH-30またはTH-10）を
使用する場合の省令準耐火構造の吊天井の仕様

住宅金融支援機構承認
住機C発第333号（技）

建築主	住 所	
	氏 名	印
施工者	住 所	
	氏 名	印

発 行：  城東テクノ株式会社

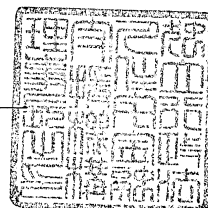


住宅金融支援機構承認住宅承認書

住機C発第 333 号 (技)
平成 21 年 7 月 10 日

城東テクノ株式会社
代表取締役社長 末久 泰朗 殿

独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 島田 精



下記の住宅又は建築材料等については、住宅金融支援機構承認住宅事務取扱規程第 5 条の規定に基づき、下記のとおり承認する。

記

1	承認番号	5 1 0 - 1	
2	承認タイプ	省令準耐火構造タイプ	
3	承認した住宅又は 建築材料等の名称	Joto 防震吊木 TH・30・TH10 を用いた住宅	
4	承認した住宅の内容	工 法	木造軸組工法、枠組壁工法
		戸建形式	一戸建、連続建、重ね建、共同建
		構 造	準耐火構造（省令準耐火）
		階 数	地階を除く階数が 3 以下
		建設（販売） 地域	全国（ただし、沖縄県を除く）
5	工事施工者の名称 及び所在地	城東テクノ株式会社から部材の供給を受けた事業者	
6	登録図書	特記仕様書	
7	承認条項	勤労者財産形成促進法施行令第 36 条第 2 項及び第 3 項の基準を定める省令 （平成 19 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号ロ（2）	
8	付帯条件	（1）承認の内容を変更する場合は、必要な資料を添付して変更申請を行うこと。 （2）次のイからハまでのいずれかに該当するときは、承認を取り消すものとする。 イ 承認の内容及び条件に違反した場合 ロ 承認された住宅の供給を中止した場合又は機構に承認の取消しを申し出た場合 ハ イ及びロに掲げるもののほか、機構が承認の取消しを要すると認めた場合 （3）機構が定める「住宅金融支援機構承認住宅事務取扱実施細則」に基づき、毎年 4 月 30 日までに承認した住宅の供給実績を報告すること。	

本仕様書の使い方

本仕様書は、住宅金融支援機構が定める桝組壁工法または木造軸組工法における省令準耐火構造の仕様のうち天井を吊天井とする場合の仕様について、吊木受けと吊木に替えて防震吊木TH-30または防震吊木TH-10を使用する場合の特記仕様書です。

防震吊木TH-30および防震吊木TH-10を桝組壁工法または木造軸組工法の吊天井下地として用い、省令準耐火構造の住宅を設計・施工する場合には、住宅金融支援機構監修桝組壁工法住宅工事仕様書（発行：（財）住宅金融普及協会）の「省令準耐火構造の住宅の仕様」、住宅金融支援機構の定める木造軸組工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様または、木造住宅（共同住宅）特記仕様書（発行：（財）住宅金融普及協会）に併せて、本仕様書すなわち防震吊木TH-30・TH-10特記仕様書を添付してください。

目 次

防震吊木TH-30・TH-10を用いた 省令準耐火構造特記仕様書

1.適用範囲	1 P
2.防震吊木の使用範囲	1 P
3.本仕様書に定めなき事項	1 P
4.防震吊木の条件	2 P
5.接合具	4 P
6.防震吊木の取扱い	4 P
7.吊天井の構造	4 P

防震吊木TH-30・TH-10を用いた 省令準耐火構造特記仕様書

1.適用範囲

この仕様書は、城東テクノ株式会社が製造する防震吊木（商品名：TH-30またはTH-10、以下防震吊木という）についてのみに適用する。

2.防震吊木の使用範囲

防震吊木は、以下に定める天井を吊天井とする場合の吊木及び吊木受けに替えて使用する。

- （１）住宅金融支援機構が定める枠組壁工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様
- （２）住宅金融支援機構が定める木造軸組工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様
- （３）木質接着成形軸材料を用いた省令準耐火構造の住宅等として住宅金融支援機構の承認を受けた仕様

3.本仕様書に定めなき事項

本仕様書に定めのない仕様については、枠組壁工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様または木造軸組工法の住宅等の省令準耐火構造の仕様に従うこととする。

その他、定めのない施工方法等については、構造計算等で十分に安全を確認すること。

なお、吊木受けと吊木に替えて防震吊木TH-30またはTH-10を使用する場合の界床の当該防震吊木以外の下地材料及び構造は、次による。

（１）枠組壁工法

住宅金融支援機構監修枠組壁工法住宅工事仕様書（発行：（財）住宅金融普及協会）の省令準耐火仕様の界床の項による（共同建ては賃貸住宅に限る）。

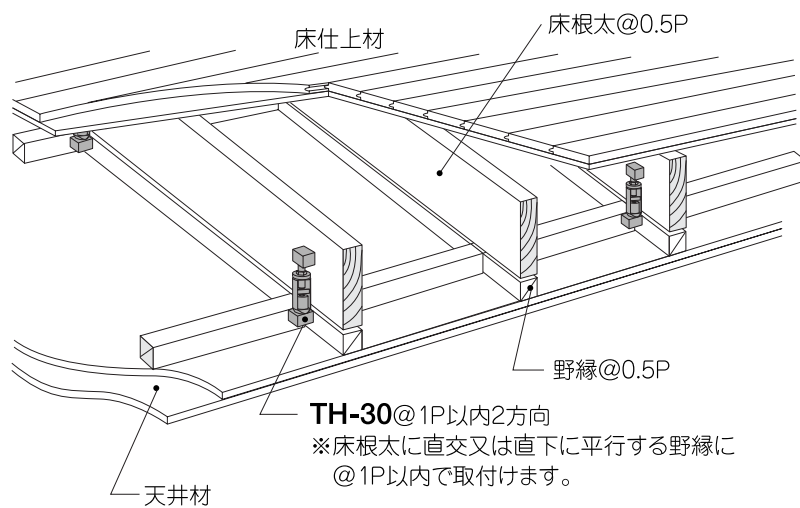
（２）木造軸組工法

イ.一戸建て又は重ね建ての場合

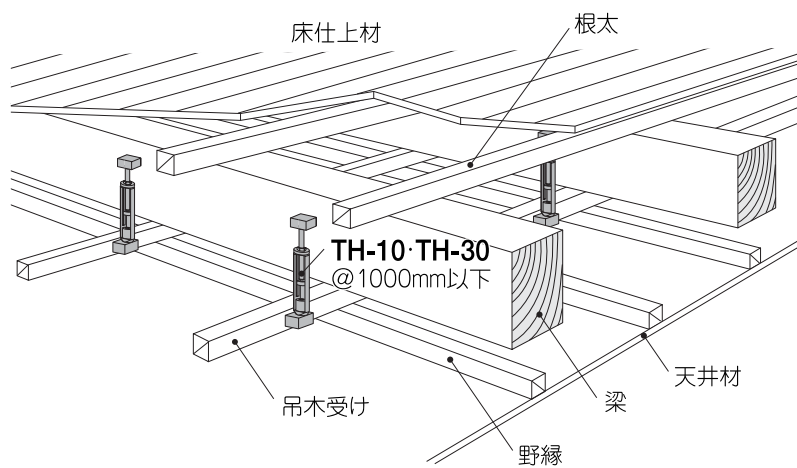
木造軸組工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様の省令準耐火仕様の界床の項による。

ロ.共同建ての場合

木造住宅（共同住宅）特記仕様書（発行：（財）住宅金融普及協会）の省令準耐火仕様の界床の項による（賃貸住宅以外の住宅にも適用可能）。



標準納まり図(樺組壁工法)



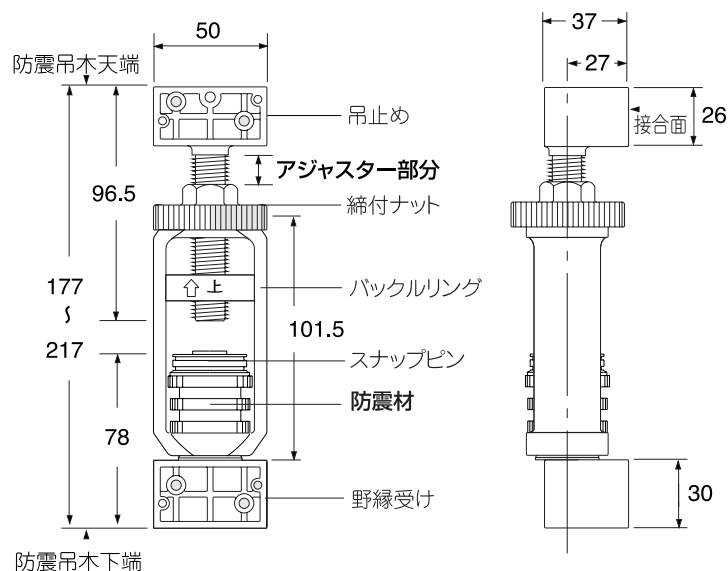
標準納まり図(木造軸組工法)

参考図1 防震吊木天井工法

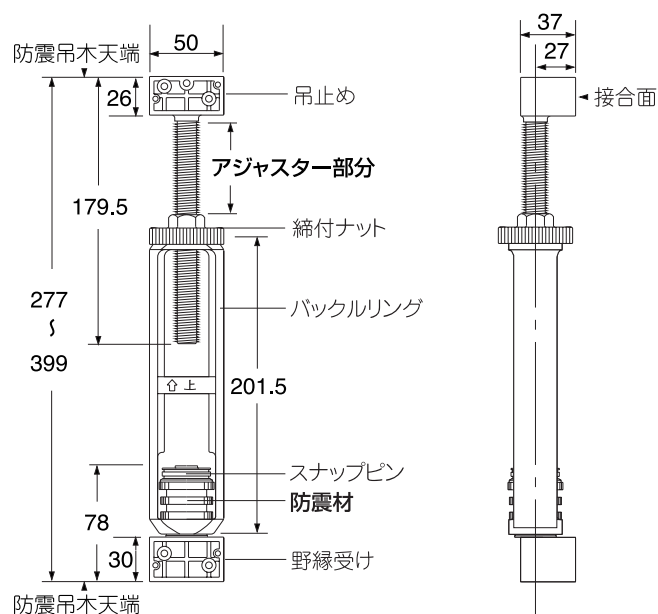
4. 防震吊木の仕様

4.1 構成： 防震吊木は、本体にFRPP（ガラス繊維強化プラスチック）を用い、防震材にクロロプレンゴムを用いた吊木とする。

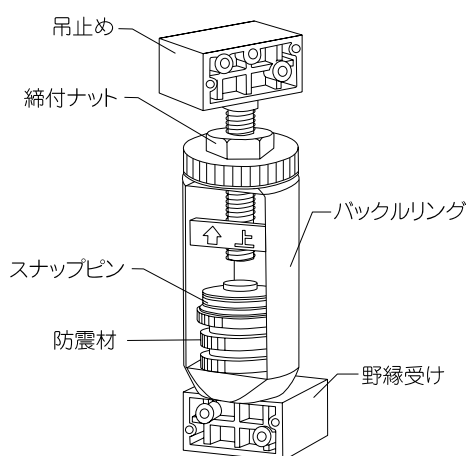
4.2 形状・寸法： 防震吊木の形状と寸法及び部分名称は、下記のとおりとする。



参考図4.2 TH-30の形状と寸法



参考図4.2 TH-10の形状と寸法



参考図4.2 防震吊木の部分名称

4.3 許容耐力等：

引張強度	2KN以上
自重	149.8g/本
実用吊下許容荷重	CN-65の本数×19kg
反撥弾性	38%
断熱性能	-60℃～+150℃ (防炎性ULHB94以上)

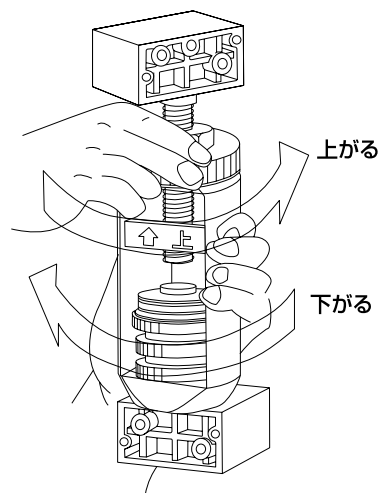
5.接 合 具

防震吊木の取付けに使用する接合具は、CN-65かビス（4φ、ℓ=50以上）を本仕様書に定める数だけ使用する。

6.防震吊木の取扱い

6.1 上下等方向：

- (イ) 4.2項に示す製品図に従い、吊止めを上、野縁受けを下にして使用する。
- (ロ) 吊り下げ高さを調整する場合は、バックリングを回して、野縁受けを上下させる。
- (ハ) バックリングの真上にセットされている締付ナットの締付けは、防震吊木を取付けた後、高さ調整完了後に行う。



参考図6.1 吊り下げ高さの調整

6.2 施 工 準 備：(イ) 防震吊木を使用する長さに予め調整しておくこと。

(ロ) 防震吊木の締付ナットは、予めゆるめておくこと。

(ハ) 吊止め及び野縁受けを床梁及び天井野縁に接合する際は、接着剤等CN-65・ビス以外の補助材料は使用しないこと。

7.吊天井の構造

7.1 野 縁 等：吊天井の下地材料は、住宅金融支援機構監修枠組壁工法住宅工事仕様書（発行：（財）住宅金融普及協会）または木造軸組工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様に適合するものとする。

7.2 天 井 下 地：(イ) 室内に面する天井の下地材料または構造は、住宅金融支援機構監修枠組壁工法住宅工事仕様書（発行：（財）住宅金融普及協会）または木造軸組工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様に従うこと。
(ロ) 界床となる室内に面する天井の下地材料及び構造は、同仕様に従うこと。

7.3 吊 木

7.3.1 桝組壁工法の場合： 桝組壁工法による住宅の吊天井に用いる吊木は、TH-30を使用し、その取付けは、次による。

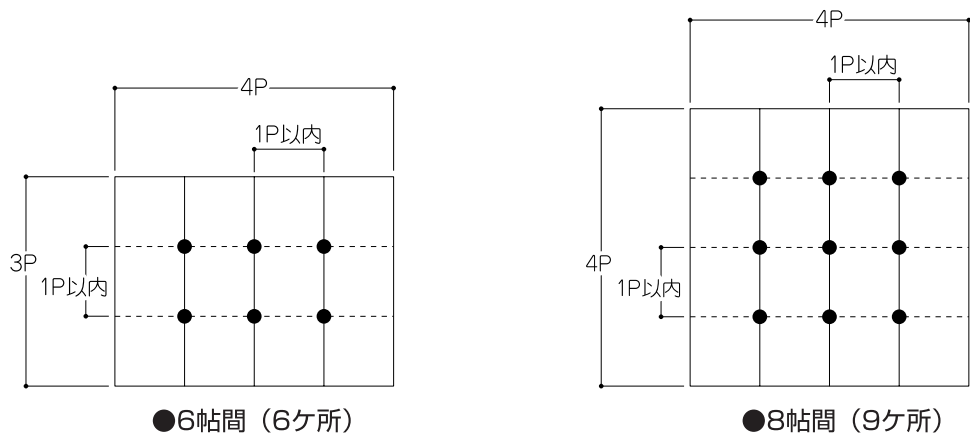
- (イ) TH-30を床根太の側面に間隔1P以内（XY2方向）にてCN-65×2本、またはビス×2本を使用して取付ける。
- (ロ) TH-30の上端が、床根太の下端より150mm上がった位置に取付ける。
- (ハ) 野縁にTH-30の野縁受けを取付ける。この場合、野縁の上端とTH-30の野縁受けの上端が一致するように取付ける。
- (ニ) TH-30の長さ調整は、バックルリングを回して（右回転＝上がる、左回転＝下がる）行うこと。

なお、施工にあたっては、防震吊木が垂直に吊り下がるよう、注意して行うこと。

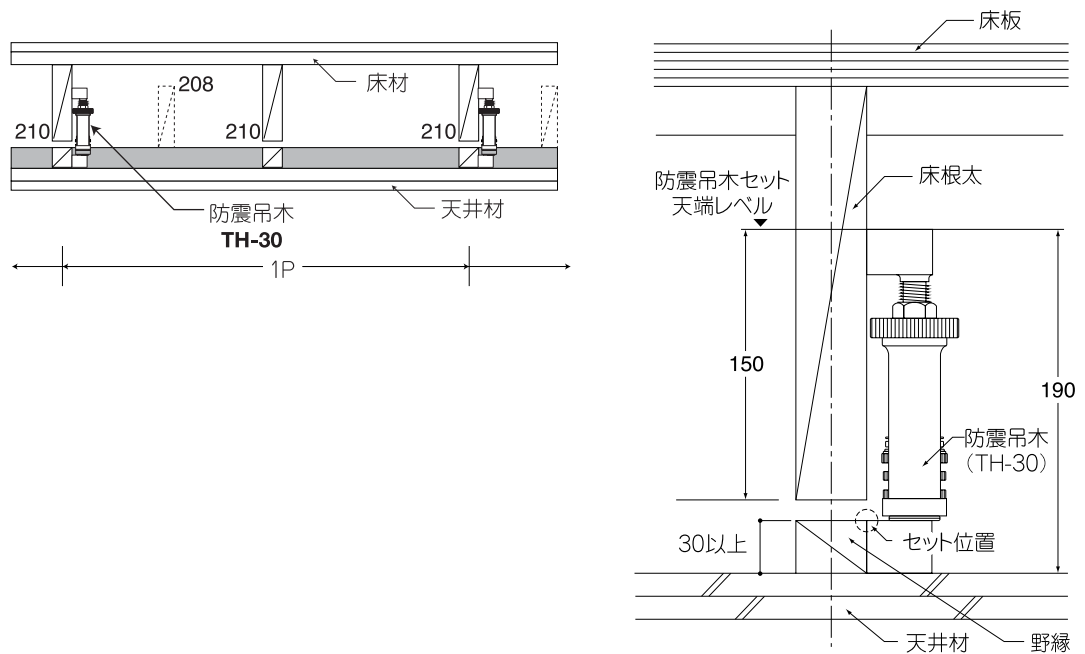
7.3.2 木造軸組工法の場合： 吊天井に用いる吊木は、TH-30またはTH-10を使用し、その取付けは、次による。

- (イ) TH-30またはTH-10を床梁の側面にCN-65×2本、またはビス×2本を使用して取付ける。
- (ロ) TH-30またはTH-10の上端が、床梁の下端より30mm以上上がった位置に取付ける。
- (ハ) 野縁または野縁受けにTH-30またはTH-10の野縁受けを取付ける。この場合、野縁または野縁受けの上端とTH-30またはTH-10の野縁受けの上端がセットされるように取付ける。
- (ニ) TH-30またはTH-10の長さ調整は、バックルリングを回して（右回転＝上がる、左回転＝下がる）行うこと。

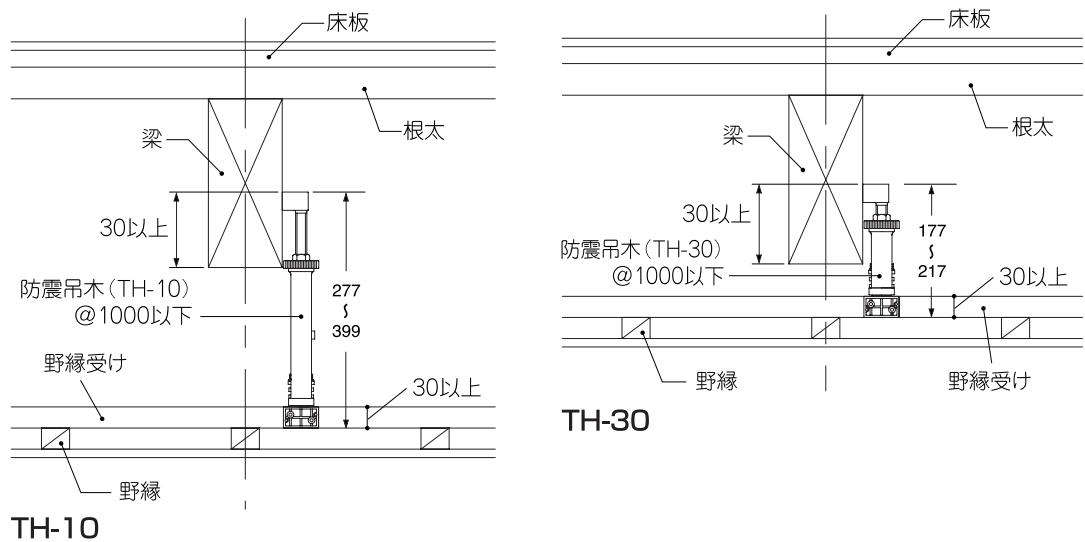
なお、施工にあたっては、防震吊木が垂直に吊り下がるよう、注意して行うこと。



参考図7.3 吊木の配置



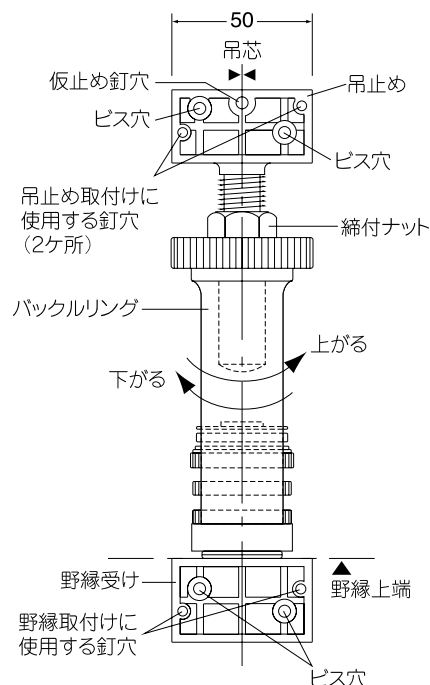
参考図7.3.1 吊木の取付け方法（枠組壁工法の場合）



参考図7.3.2 吊木の取付け方法（木造軸組工法の場合）

7.4 接 合：

- (イ) 防震吊木の吊止め上部（吊芯線上の仮止め釘穴）に釘を打込み、防震吊木が垂直に吊り下がるように仮止めします。
- (ロ) 防震吊木の野縁受けの上端が、野縁の上端と一致するように、バックルリングにて調整した後、野縁受けの釘（ビス）穴を使用してCN-65×2本、またはビス×2本にて、床梁と野縁を接続させる。
- (ハ) 吊止めの釘（ビス）穴を使用してCN-65×2本、またはビス×2本にて、吊止めを固定する。
- (ニ) 天井野縁のレベル調整が完了した後、バックルリングの真上にある締付ナットにて、バックルリングの固定を行う。



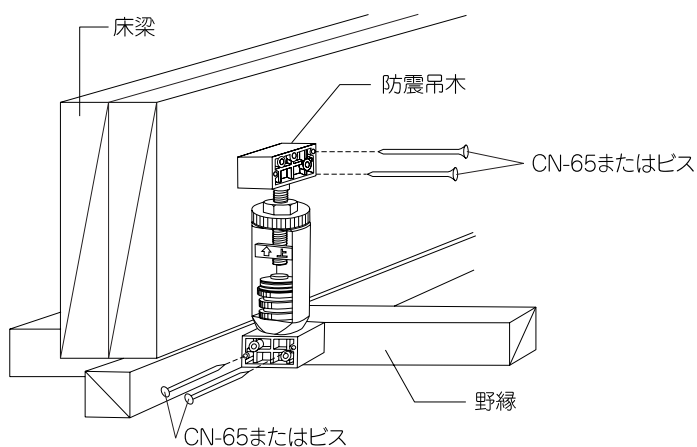
参考図7.4 接合

7.5 その他接合時の注意：

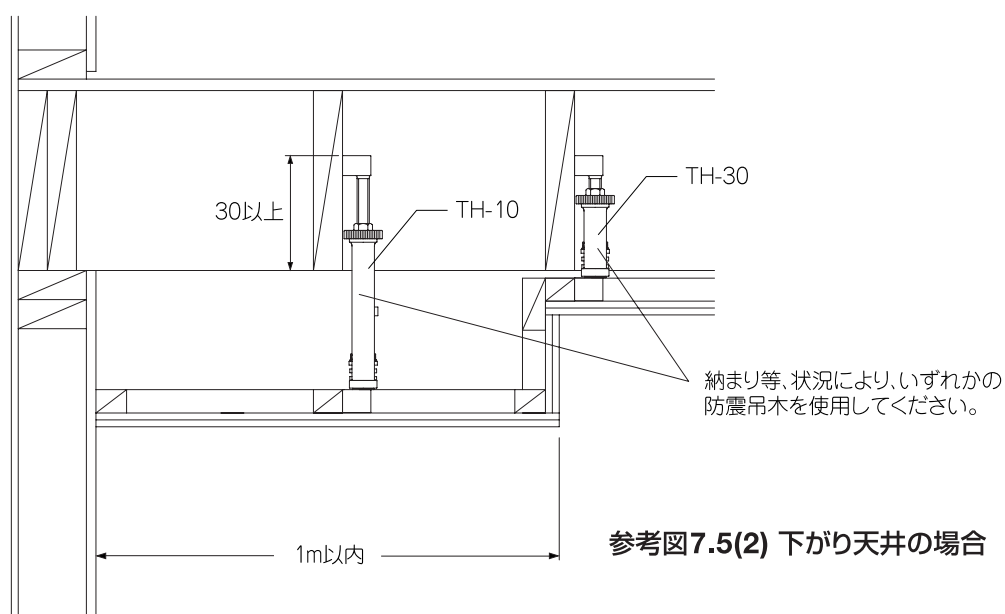
- (1) 床根太の側面（又は材厚）と野縁の側面（又は材寸法）が揃わない場合は、床根太と平面直行する格子野縁の交点を、吊り込み位置として使用する。
- (2) 枠組壁工法の下がり天井（設備機器の設置その他の必要から天井面の一部を下げた部分をいう。）を設ける場合の仕様は、住宅金融支援機構監修枠組壁工法住宅工事仕様書（発行：（財）住宅金融普及協会）14.10による。

7.6 木質接着成形軸材料を用いた省令準耐火構造の住宅等に防震吊木を用いる場合：

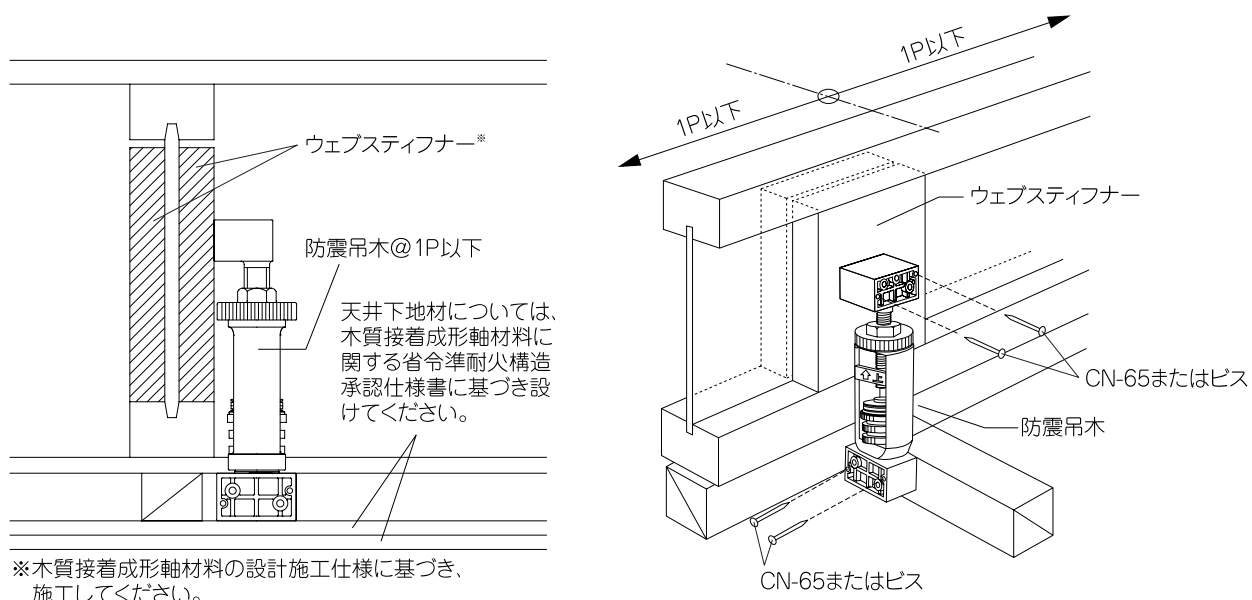
- (1) 住宅金融支援機構の承認を受けた仕様に適合する木質接着成形軸材料の床根太または床梁を用いた省令準耐火構造の住宅等の天井に、吊木及び吊木受けに替えて防震吊木を使用する場合、本仕様書に併せて木質接着成形軸材料に関する省令準耐火構造承認仕様書を添付してください。
 - (2) 床根太又は床梁が木質接着成形軸材料の場合は、防震吊木の吊止め取り付け位置にウエブスティフナーを木質接着成形軸材料の設計施工仕様に基づき設けた上で、防震吊木TH-30またはTH-10を次のとおり施工する。
 - (イ) TH-30またはTH-10を床根太または床梁の側面にCN-65×2本、またはビス×2本を使用して取付ける。
 - (ロ) TH-30またはTH-10の上端が、床根太または床梁の下端より30mm以上上がった位置に取り付ける。
 - (ハ) 野縁にTH-30またはTH-10の野縁受けを取付ける。この場合、野縁の上端とTH-30またはTH-10の野縁受けの上端が一致するように取付ける。
 - (ニ) TH-30またはTH-10の長さ調整は、バックルリングを回して（右回転＝上がる、左回転＝下がる）行うこと。
- なお、施工にあたっては、防震吊木が垂直に吊り下がるよう、注意して行うこと。
- (3) 本仕様については、木質接着成形軸材料を用いた省令準耐火構造承認仕様書及び本仕様書4、5、6、7.1、7.4、7.5（1）の仕様に従うこととする。



参考図7.5(1) 床根太と野縁の側面が揃わない場合



参考図7.5(2) 下がり天井の場合



参考図7.6 木質接着成形軸材料を使用する場合



本社 〒573-1006 大阪府枚方市招提田近3丁目15番地
TEL.072-868-6611 (代) FAX.072-868-6687

●本工法に関する技術上のお問い合わせは



【J】: 0120-106011

<http://www.joto.com>